

医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する国の財政支援 の延長を求める意見書

熊本県において甚大な被害が発生した令和２年７月豪雨災害から約５カ月が経過したが、未だに多くの被災者が日常生活を取り戻すことができない状況が続いている。

今般の豪雨災害により住家の全半壊等の被害を受けた被保険者に対して、国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度における一部負担金・利用料等を市町村等の保険者が免除した場合、国において免除額に対する財政支援を講じていただいている。

しかしながら、当該財政支援は、一部負担金・利用料の免除に関しては令和２年１２月末まで、保険料（税）の減免に関しては令和３年３月末までとなっている。

平成２８年熊本地震の際は、約１８カ月間（平成２８年４月１４日から平成２９年９月３０日まで）一部負担金・利用料の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援が実施され、早期の被災者の生活再建にもつなげることができ、大変感謝しているところである。

今回の令和２年７月豪雨災害についても、甚大な被害を受けた市町村が、円滑な生活再建に向け、引き続き様々な取り組みを進めるには、更なる財政支援の期間の延長が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金免除、介護保険制度のサービス利用料免除に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長すること。
- 2 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度の保険料（税）減免に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年１２月１７日

水 俣 市 議 会